

不動産の不思議

不動産の不思議

不動産のふしき

明海大学不動産学部

不動産の不思議

学生たちの視点と発見

第259回

【学生の目】

東京都の東部に位置する葛西に住み始めて長いが、街中は街並みも建物も次第に変わっていく。そんな中、1つの団地を訪れた。個々の敷地が接道する街中と異なり、敷地が広大で様々な施設があり、アクセスタイル別にスキップフロア型、階段室型、ホール型、階数別の中層、高層、超高層と様々な住宅が立ち並んでいる。多様な住宅をミックスして土地の有効利用を図ると共に、変化に富んだ親しみやすい空間を創り出している。

広大な敷地の団地の魅力

街中にはない豊かな住環境

【教員のコメント】



内藤 希

不動産学部4年

団地の特徴は、まず、住棟の方位や隣棟間隔の工夫にある。空間を分節して、適度な広さに区分しつつ連続させている。その結果、ヒューマンスケールの屋外空間のほか、住棟間の視界の確保、压迫感の緩和、スカイラインの変化が得られる。

次に、超高層棟の効果的な配置だ。ランドマークとしての性格のほかに、まとまったオープンベースの確保を可能にしている。超高層棟に建物を建てる、低層部分の未利活用容積を超高層部分で使う、建物間で隣地斜線制限や日影規制は考慮しなくてよく、団地の特徴と魅力を実現できる。特例制度を利用して、中層や接地型の住棟をミックスできることもメリットだ。

更に、"団地"を可能とする制度利用がある。建築基準法の原則"一建築物一敷地"では、多様な建物配置をもつ団地をつくることはできない。複数の建物が立つ1団地の土地について、特定行政庁が建物の位置や構造が安全上、防火上、衛生上支障がないことにつながる点も特徴だ。

日本の団地開発は20世紀初頭の英

障がないと認めた場合、団地全體を一つの敷地とみなすことがで

きる(一の敷地とみなすこと等)による制限の緩和(法86条1項)、西川美波「不動産の不思議第258回」18年11月13日号掲載)。一団地の認定により、接道、容積率、建ぺい率、日影等は敷地全体で制限を守ればよい。このため、道路がない位置に建物を建てる、低層部分の未利活用容積を超高層部分で使う、建物間で隣地斜線制限や日影規制は考慮しなくてよく、団地の特徴と魅力を実現できる。特例制度を利用して、中層や接地型の住棟をミックスできることもメリットだ。

それができないことが、空間の魅力を引きたい。



多様な住宅をミックスして土地を有効利用